

各府省等官房長等 殿

内閣府男女共同参画局長
岡 田 恵 子

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の
確認の事務取扱要綱の一部改正について（通知）

平素より、女性の活躍推進に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各機関におかれましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 24 条第 1 項に基づき、公共調達におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を加点評価する取組を進めていただいているところです。

加点評価の対象となるえるぼし認定等は国内法人を対象としていることから、これらの認定等の対象とならない外国法人が調達において不利な立場に置かれないよう、内閣府は、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱（平成 28 年 9 月 26 日内閣府男女共同参画局長決定。以下「要綱」という。）を策定し、外国法人がこれらの認定等に相当することの確認を行っており、確認を受けた外国法人はワーク・ライフ・バランス等推進企業に準じて加点評価の対象として取り扱うことを可能としているところです。

今般、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）の改正に伴い、次世代育成支援対策の取組の実施状況等が優良な一般事業主に対する「くるみん」認定及び「トライくるみん」認定、特に優良な一般事業主に対する「プラチナくるみん」認定の基準が引き上げられることとなりました。これを受けた、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領（平成 28 年 3 月 22 日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）の改正を踏まえ、要綱を改正しましたので、下記のとおり改正内容を御了知いただくとともに、本取組の更なる推進を図っていただきますようお願いいたします。

また、各府省におかれましては、女性活躍推進法第 24 条第 1 項の対象を定める同法施行令第 2 条に掲げる所管の独立行政法人等に対する周知をお願いいたします。

記

1 主な改正の内容

- ・改正次世代法により、一般事業主動計画（※）の策定・変更時に育児休業等の取得状況及び労働時間の状況に係る状況把握・数値目標の設定が義務付けられたことから、公共調達における評価対象企業に当該計画を策定・変更した企業を追加（改正後の次世代法の施行日である令和7年4月1日以降に策定又は変更されたもので、常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）
- ・改正次世代法により、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱第4条第2項に基づく基準」を改正
- ・その他所要の改正

（※）国及び地方公共団体以外の事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画。

2 施行日

令和7年4月1日

以上